

警察官に協力援助した者の災害給付の実施に関する訓令

(昭和30年12月7日警察庁訓令第19号)

改正 昭33.3.31警庁訓9、昭34.4.1警庁訓7、昭36.4.19警庁訓11、昭42.8.31警庁訓12、昭46.4.1警庁訓5、昭49.11.21警庁訓10、昭50.6.25警庁訓8、昭52.5.18警庁訓6、昭55.12.16警庁訓10、昭56.4.3警庁訓4、昭56.12.22警庁訓14、昭57.9.28警庁訓10、昭60.11.11警庁訓11、昭62.5.21警庁訓2、平元.6.23警庁訓7、平5.3.18警庁訓4、平6.11.24警庁訓17、平8.5.21警庁訓6、平11.1.11警庁訓1、10.12警庁訓14

(この訓令の目的)

第1条 この訓令は、警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する法律(昭和27年法律第245号。以下「法」という。)および警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する法律施行令(昭和27年政令第429号。以下「令」という。)の規定に基づき、国が行なう給付の実施に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(実施機関の権限の委任)

第2条 令第3条に規定する実施機関の権限は、次の各号に掲げる場合においては、それぞれ当該各号に掲げる者が行なうものとする。

- (1) 法第3条第1項に規定する場合であつて管区警察局、東京都警察通信部または北海道警察通信部の警察官に協力援助した場合 協力援助を受けた警察官の所属する管区警察局、東京都警察通信部または北海道警察通信部の長
- (2) 法第3条第3項に規定する場合 協力援助により災害を受けた地を管轄する都道府県警察の警視総監または道府県警察本部長

(災害発生報告書)

第3条 法第2条第1項に規定する災害が発生した場合には、その協力援助を受けた警察官を指揮する部署の長は、警察庁長官(以下「長官」という。)または前条の規定により権限を委任された者(以下「管区警察局長等」という。)に対し、すみやかに、協力援助者災害発生報告書(別記様式第1号)を提出しなければならない。

(災害の認定等)

第4条 長官又は管区警察局長等は、前条の規定による報告を受けたときは、その災害が法第2条第1項に規定する協力援助をしたための災害であるかどうかの認定を速やかに行うものとする。

2 長官又は管区警察局長等は、前項の規定により、その災害が法第2条第1項に規定する協力援助をしたための災害であると認定したときは、給付を受ける者に対し、災害給付通知書(別記様式第2号)により、速やかにその旨を通知するものとする。令第10条の2第1項後段(令第10条の7第6項において準用する場合を含む。)、第10条の3第1項後段、第10条の4第2号、第12条の2若しくは附則第2条第1項若しくは第2項の規定により給付を受けるべき者が生じた場合又は令第9条第2項の規定の適用を受ける胎児であつた子が出生により遺族給付年金を受ける権利を有する者となつた場合においても、同様とする。

3 管区警察局長等は、第1項の場合において、法第2条第1項に規定する協力援助をし

たための災害であるかどうかの認定に疑義があるときは、前条の規定による報告の写し、その災害の発生したときの状況を詳細に記述した書面その他認定に必要な資料を添付して、長官にその認定を申請しなければならない。

- 4 管区警察局長等は、第1項の規定により協力援助をしたための災害であると認定したときは、協力援助者災害認定報告書（別記様式第3号）を作成し、速やかに長官に報告しなければならない。

（医療機関等の指定）

第5条 長官及び管区警察局長等は、法第5条第1項第1号に規定する療養を行うため、あらかじめ病院、診療所、薬局又は訪問看護事業者（居宅を訪問することによる療養上の世話又は必要な診療の補助の事業を行う者をいう。以下同じ。）を指定することができる。

第5条の2 令第7条の2第1項第2号の警察庁長官が定める施設は、次の各号に掲げる施設とする。

- (1) 老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の5に規定する特別養護老人ホーム
- (2) 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号）第39条に規定する施設（身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることが困難な被爆者を入所させ、必要な養護を行う施設に限る。）
- (3) 労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）第23条第1項第2号に規定する被災労働者の受ける介護の援護を図るために必要な事業に係る施設（同法に基づく年金たる保険給付を受ける権利を有する被災労働者であつて、常時介護を要する状態にあり、かつ、居宅において介護を受けることが困難なものを入所させ、必要な介護を提供する施設に限る。）

（休業給付を行わない期間）

第5条の3 令第13条の警察庁長官が定める期間は、次の各号に掲げる期間とする。

- (1) 懲役、禁錮若しくは拘留の刑の執行のため監獄に拘置されている期間、死刑の言渡しを受けて監獄に拘置されている期間、労役場留置の言渡しを受けて労役場に留置されている期間又は法廷等の秩序維持に関する法律（昭和27年法律第286号）第2条の規定による監置の裁判の執行のため監置場に留置されている期間
- (2) 少年法（昭和23年法律第168号）第24条の規定による保護処分として少年院若しくは児童自立支援施設に送致され、収容されている期間又は売春防止法（昭和31年法律第118号）第17条の規定による補導処分として婦人補導院に収容されている期間

（年金以外の給付の支給決定方法）

第6条 傷病給付年金、障害給付年金又は遺族給付年金以外の給付を受けようとする者は、給付の種類に応じ、それぞれ、次の各号に定める給付の請求書を長官又は管区警察局長等に提出するものとする。ただし、第5条の規定により指定された病院、診療所、薬局又は訪問看護事業者において療養を受ける場合の療養の給付については、この限りでない。

- (1) 療養給付請求書（別記様式第4号）
- (2) 障害給付一時金請求書（別記様式第5号）
- (3) 介護給付請求書（別記様式第5号の2）
- (4) 遺族給付一時金請求書（別記様式第6号）
- (5) 葬祭給付請求書（別記様式第7号）
- (6) 未支給の給付請求書（別記様式第8号）
- (7) 休業給付請求書（別記様式第9号）

2 介護給付請求書には、次の各号に掲げる書類を添付するものとする。ただし、第2回目以後の請求書を提出する場合は、介護を要する状態に変更がないときは、第1号に掲げる書類の添付を、介護に従事した者に変更がないときは、第3号に掲げる書類の添付を、それぞれ省略することができる。

- (1) 常時又は随時介護を要する状態にあることを示す医師等の証明書又はその写し
- (2) 令第7条の2第2項第1号又は同項第3号の規定の適用を受けようとするときは、介護を受けた年月日及び時間並びに当該介護に要する費用として支出された額を証明する書類
- (3) 令第7条の2第2項第2号又は同項第4号の規定の適用を受けようとするときは、親族又はこれに準ずる者から介護を受けたことを示す書類

3 遺族給付一時金請求書には、次の各号に掲げる書類を添付するものとする。ただし、その請求書の提出前に、当該給付の事由となつた協力援助者の死亡（令第12条の規定により死亡と推定された場合を含む。以下この項及び第8条において同じ。）に係る遺族給付年金の支給が行われていたときは、第1号に掲げる書類の添付を省略することができる。

- (1) 協力援助者の死亡診断書、死体検案書、検死調書その他協力援助者の死亡の事実を証明することのできる書類又はその写し
- (2) 請求者の氏名、本籍及び協力援助者との続柄又は関係に関する市町村長（東京都の区のある地域及び地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市にあつては区長。以下同じ。）の発行する戸籍の謄本又は抄本その他の証明書
- (3) 請求者が、婚姻の届出をしていないが、協力援助者の死亡の当時事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者であるときは、その事実を認めることのできる書類
- (4) 遺族給付年金を受けることができる遺族がなく、かつ、請求者に令第10条の5の規定による先順位者がないことを証明することのできる書類
- (5) 請求者が令第10条の5第1項第2号の規定に該当する者であるときは、協力援助者の死亡の当時その収入によつて生計を維持していた事実を認めることのできる書類
- (6) 請求者が令第10条の5第1項第3号の規定に該当する者であるときは、協力援助者の死亡の当時主としてその収入によつて生計を維持していた事実を認めることのできる書類
- (7) 請求者が令第10条の5第3項に規定する遺言又は予告で特に指定された者であるときは、これを証明することのできる書類

4 未支給の給付請求書には、次の各号に掲げる書類又は資料を添付するものとする。た

だし、請求者が、未支給の給付と併せて遺族給付を請求する場合には、当該遺族給付を請求するために提出すべき書類又は資料と同じ書類又は資料については、その添付を省略することができる。

- (1) 死亡受給権者（給付を受ける権利を有する者が死亡した場合における当該死亡した者をいう。以下同じ。）の死亡診断書、死体検案書、検死調書その他死亡受給権者の死亡の事実を証明することのできる書類又はその写し
- (2) 未支給の給付が遺族給付年金以外の給付であるときは、次に掲げる書類
 - ア 請求者の氏名、本籍及び死亡受給権者との続柄に関する市町村長の発行する戸籍の謄本又は抄本その他の証明書
 - イ 請求者が死亡受給権者の死亡の当時その者と生計を同じくしていたことを認めることのできる書類
 - ウ 請求者が、婚姻の届出をしていないが、死亡受給権者の死亡の当時事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者であるときは、その事実を認めることのできる書類
- (3) 請求者が、配偶者（婚姻の届出をしていないが、死亡受給権者の死亡の当時事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者を含む。）以外の者であるときは、令第12条の2第2項の規定による先順位者のないことを証明することのできる書類
- (4) 死亡受給権者が第1項又は第8条の規定による請求をしていなかったときは、当該請求を行うこととした場合に必要書類その他の資料

5 長官及び管区警察局長等は、第1項に規定する給付の請求書を受理した場合には、速やかにこれを審査し、支給に関する決定を行い、請求者に給付決定通知書（別記様式第10号）により通知するものとする。

（療養給付および休業給付の支給方法）

第7条 長官および管区警察局長等は、療養給付として支給する費用および休業給付については、毎月1回以上支給を行なうものとする。

（年金たる給付の支給決定方法）

第8条 傷病給付年金、障害給付年金又は遺族給付年金（以下「年金たる給付」という。）を受けようとする者は、傷病給付年金請求書（別記様式第10号の2）、障害給付年金請求書（別記様式第11号）又は遺族給付年金請求書（別記様式第12号）を長官又は管区警察局長等に提出するものとする。

2 遺族給付年金請求書には、次の各号に掲げる書類及び資料を添付するものとする。ただし、その請求書の提出前に、当該給付の事由となつた協力援助者の死亡に係る遺族給付年金の支給が行なわれているときは、第1号及び第3号に掲げる書類の添付を省略することができる。

- (1) 協力援助者の死亡診断書、死体検案書、検死調書その他協力援助者の死亡の事実を証明することのできる書類又はその写
- (2) 請求者及び請求者以外の遺族給付年金を受けすることができる遺族の氏名、本籍及び協力援助者との続柄に関する市町村長の発行する戸籍の謄本又は抄本その他の証明書
- (3) 請求者及び請求者以外の遺族給付年金を受けることができる遺族が協力援助者の死亡の当時その収入によつて生計を維持していた事実を認めることのできる書類
- (4) 請求者又は請求者以外の遺族給付年金を受けることができる遺族が令第9条第1項

第4号に規定する状態にある者であるときは、その者が協力援助者の死亡の当時から引き続きその状態にあることを証明することのできる医師の診断書その他の書類及び資料

- (5) 請求者が、婚姻の届出をしていないが、協力援助者の死亡の当時事実上婚姻関係と同様の事情があつた者であるときは、その事実を認めることのできる書類
- (6) 請求者以外の遺族給付年金を受けることができる遺族が請求者と生計を同じくしているときは、その事実を認めることのできる書類
- 3 長官および管区警察局長等は、第1項に規定する請求書を受理した場合には、すみやかにこれを審査し、支給に関する決定を行ない、請求者に給付決定通知書（別記様式第10号）により通知するものとする。
- 4 管区警察局長等は、前項の規定による支給に関する決定を行なうときは、あらかじめ長官の承認を得なければならない。
（郵便局等の届出等）

第8条の2 年金たる給付を郵便局又は金融機関（以下「郵便局等」という。）で受け取することを希望する者は、年金受給郵便局等届出書（別記様式第12号の2）を長官又は管区警察局長等に提出するものとする。

- 2 前項の規定による届出をした者が、届出に係る郵便局等を変更する場合には、速やかに、年金受給郵便局等変更届出書（別記様式第12号の3）を長官又は管区警察局長等に提出するものとする。
（年金証書）

第9条 長官および管区警察局長等は、年金たる給付の支給に関する通知をするときは、当該給付を受けるべき者に、あわせて年金証書（別記様式第13号）を交付するものとする。

- 2 長官及び管区警察局長等は、既に交付した年金証書の記載事項（年金の額に係る記載事項を除く。）を変更する必要がある場合には、当該証書と引換えに新たな証書を交付するものとする。
- 3 年金証書の交付を受けた者は、その証書を亡失し、または著しく損傷したときは、年金証書再交付請求書（別記様式第14号）に亡失の理由を明らかにすることができる書類または損傷した証書を添えて、証書の再交付を長官または管区警察局長等に請求することができる。
- 4 年金証書の再交付を受けた者は、その後において亡失した証書を発見したときは、すみやかに、発見した証書を長官または管区警察局長等に返納するものとする。
- 5 年金たる給付を受ける権利を喪失した者またはその遺族は、すみやかに、当該権利の喪失に係る年金証書を長官または管区警察局長等に返納するものとする。

（障害の程度の変更）

第10条 長官及び管区警察局長等は、令第6条の2第4項又は令第7条第7項に規定する場合には、新たに行うべき傷病給付又は障害給付に関する決定を行い、速やかに、当該給付を受ける者に傷病給付変更決定通知書（別記様式第14号の2）又は障害給付変更決定通知書（別記様式第15号）により通知するものとする。

- 2 前項の決定を受けようとする者は、傷病給付変更請求書（別記様式第15号の2）又

は障害給付変更請求書（別記様式第16号）を長官又は管区警察局長等に提出するものとする。

3 前項の傷病給付変更請求書又は障害給付変更請求書には、障害の程度に変更があつた時期及び変更後の傷病等級又は障害等級の決定に必要な医師の診断書その他の書類及び資料を添付するものとする。

4 管区警察局長等は、第1項の規定による決定を行なう場合には、あらかじめ長官の承認を得なければならない。

（年金たる給付の額の改定の通知）

第11条 長官又は管区警察局長等は、年金たる給付の額が改定されることとなるときは、当該年金たる給付を受ける者に対し、年金額変更決定通知書（別記様式第17号）により、速やかにその旨を通知するものとする。

第12条 削除

（過誤払による返還金債権への充当の通知）

第12条の2 長官及び管区警察局長等は、令第10条の11の規定により、年金たる給付の過誤払による返還金債権に係る債務の弁済をすべき者に支払うべき給付の支払金の金額を当該過誤払による返還金債権の金額に充当したときは、当該給付を受ける者に速やかに書面でその旨を通知するものとする。

2 前項の通知には、次に掲げる事項を記載するものとする。

(1) 過誤払による返還金債権に係る年金たる給付の種類及び当該過誤払による返還金債権の金額

(2) 支払うべき給付の種類、当該給付の支払金の金額及び当該金額のうち(1)の金額に充当した金額

（障害給付年金差額一時金等の支給に関する暫定措置）

第13条 障害給付年金差額一時金、障害給付年金前払一時金又は遺族給付年金前払一時金の支給を受けようとする者は、それぞれ、障害給付年金差額一時金請求書（別記様式第20号）、障害給付年金前払一時金請求書（別記様式第20号の2）又は遺族給付年金前払一時金請求書（別記様式第20号の3）を長官又は管区警察局長等に提出するものとする。

2 障害給付年金差額一時金請求書には、次に掲げる書類を添付するものとする。

(1) 障害給付年金を受ける権利を有する協力援助者の死亡診断書その他その者の死亡を証明する書類又はその写し

(2) 障害給付年金差額一時金を受ける権利を有する者と障害給付年金を受ける権利を有する協力援助者との続柄に関し市町村長が発行する証明書

(3) 障害給付年金差額一時金を受ける権利を有する者が令附則第2条第3項第1号に掲げる遺族である場合には、障害給付年金を受ける権利を有する協力援助者の死亡の当時その者と生計を同じくしていたことを証明する書類

(4) 障害給付年金差額一時金を受ける権利を有する者が、婚姻の届出をしていないが、障害給付年金を受ける権利を有する協力援助者の死亡の当時事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者であるときは、その事実を認めることができる書類

(5) 障害給付年金差額一時金を受ける権利を有する者が令附則第2条第4項において準

用する令第10条の5第3項に規定する遺言又は予告で特に指定された者であるときは、これを証明することのできる書類

(6) 遺族給付年金を受ける権利を有する協力援助者が死亡前に第8条の規定による請求をしていなかったときは、その者が当該請求を行うものとした場合に必要な書類その他の資料

3 長官又は管区警察局長等は、第1項に規定する請求書を受理した場合には、速やかに、これを審査し、支給に関する決定を行い、請求者に給付決定通知書(別記様式第10号)により通知するものとする。

(障害給付年金等の支給停止終了の通知)

第13条の2 長官又は管区警察局長等は、令附則第3条第5項の規定による障害給付年金の支給の停止又は令附則第4条第4項において準用する令附則第3条第5項若しくは令附則第8条第3項の規定による遺族給付年金の支給の停止が終了したときは、当該障害給付年金を受ける権利を有する協力援助者又は当該遺族給付年金を受ける権利を有する者に対し、年金支給停止期間満了通知書(別記様式第21号)により、速やかにその旨を通知するものとする。

(端数の処理)

第14条 令第7条第6項第2号の規定により障害給付年金の額から障害給付年金一時金の額を控除する場合において、当該障害給付一時金の額を25で除して得た額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

(遺族給付年金の請求等の代表者)

第15条 遺族給付年金を受ける権利を有する者が2人以上あるときは、これらの者は、そのうち1人を、第8条第1項に規定する請求書の提出及び遺族給付年金の受領についての代表者に選任することができる。

2 遺族給付年金を受ける権利を有する者は、前項の規定により代表者を選任し、またはその代表者を解任したときは、すみやかに、書面でその旨を長官または管区警察局長等に届け出るものとする。この場合には、その代表者を選任し、または解任したことを証明することのできる書類を添付するものとする。

(所在不明による支給停止の申請等)

第16条 令第10条の3第1項の規定により遺族給付年金の支給の停止を申請する者は、遺族給付年金支給停止申請書(別記様式第22号)を長官または管区警察局長等に提出するものとする。

2 令第10条の3第2項の規定により遺族給付年金の支給の停止の解除を申請する者は、遺族給付年金支給停止解除申請書(別記様式第23号)および年金証書を長官または管区警察局長等に提出するものとする。

3 長官および管区警察局長等は、前2項の規定による申請に基づき遺族給付年金の支給を停止し、または支給の停止を解除したときは、当該申請を行なった者に書面でその旨を通知するものとする。

(定期報告等)

第17条 2年以上療養給付を受けている者又は年金たる給付を受けている者は、毎年2月1日から同日末日までの間にその療養若しくは障害の現状又は遺族給付年金の支給額の

算定の基礎となる遺族（令附則第8条第1項の規定により遺族給付年金を受けることができることとされた遺族であつて、当該遺族給付年金に係る協力援助者の死亡の時期に応じ、同項の表の下欄に掲げる年齢に達しないものを含む。）の現状に関し、療養・障害現状報告書（別記様式第24号）又は遺族の現状報告書（別記様式第25号）を長官又は管区警察局長等に提出するものとする。ただし、長官又は管区警察局長等があらかじめその必要がないと認めて通知した場合は、この限りでない。

第17条の2 療養給付を受けている者で、療養の開始後1年6月を経過した日において、負傷又は疾病が治っていないものは、同日後1月以内に、その療養の現状に関し、前条の療養・障害現状報告書を長官又は管区警察局長等に提出するものとする。

2 長官及び管区警察局長等は、前項に規定する者から、必要の都度、同項の報告を求めることができる。

（届出）

第18条 年金たる給付を受けている者は、次の各号に掲げる場合には、速やかに、書面でその旨を長官又は管区警察局長に届け出るものとする。

- (1) 氏名又は住所を変更したとき。
- (2) 改印したとき。
- (3) 傷病給付年金を受けている者にあつては、その者の障害の状態が令別表第1に掲げる障害の状態の程度に該当しなくなつたとき。
- (4) 障害給付年金を受けている者にあつては、その者の障害が令別表第2に掲げる障害の程度に該当しなくなつたとき。
- (5) 遺族給付年金を受けている者にあつては、次に掲げるとき。

ア 令第10条第4項第2号に該当するに至つたとき。

イ 令第10条の2第1項（同項第1号及び第5号を除く。）の規定により、その者の遺族給付年金を受ける権利が消滅したとき。

ウ その者と生計を同じくしている遺族給付年金を受けることができる遺族（令附則第8条第1項の規定により遺族給付年金を受けることができることとされた遺族であつて、当該遺族給付年金に係る協力援助者の死亡の時期に応じ、同項の表の下欄に掲げる年齢に達しないものを含む。）の数に増減を生じたとき（その遺族に令第10条の2第1項第5号に該当するに至つた者が生じたときを除く。）

2 給付を受ける権利を有する者が死亡した場合には、その者の遺族は、すみやかに、書面でその旨を長官または管区警察局長等に届け出るものとする。

3 前2項（第1項第1号を除く。）の届出をする場合には、当該書面にその事実を証明することのできる書類その他の資料を添付するものとする。

第18条の2 介護給付を受けている者は、常時介護を要する状態又は随時介護を要する状態のいずれにも該当しなくなつた場合には、その事実を証明する資料を添えて、速やかに、書面でその旨を長官又は管区警察局長等に届け出るものとする。

（記録簿）

第19条 長官及び管区警察局長等は、災害給付記録簿（別記様式第26号）、傷病給付年金記録簿（別記様式第26号の2）、障害給付年金記録簿（別記様式第27号）及び遺族給付年金記録簿（別記様式第28号）を備え、必要な事項を記録するものとする。

(更正決定)

第20条 給付を受けるべき者は、長官または管区警察局長等が行なつた協力援助をしたための災害の認定、療養の方法、給付金額の決定その他給付の実施について異議のあるときは、次に掲げる事項を記載した給付更正決定申請書(以下「申請書」という。)を長官に提出して、その更正決定を申請することができる。

- (1) 協力援助者の住所、職業、氏名および生年月日
- (2) 協力援助を受けた警察官の所属部署、官職および氏名
- (3) 災害発生の日時および場所
- (4) 給付を行なう者の官職および氏名
- (5) 給付に関する通知の要旨および年月日
- (6) 申請の要旨
- (7) 申請の年月日
- (8) 申請者の住所、職業および氏名
- (9) 申請者が協力援助者以外の者であるときは、その続柄または関係

2 前項の申請書には、書類、記録その他の決定に必要な資料を添附するものとする。

第21条 長官は、前条に規定する申請があつたときは、その内容を審査し、決定の結果を書面で管区警察局長等および申請者に通知するものとする。

2 決定書には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 決定
- (2) 請求の要旨
- (3) 決定の理由

(書類の保存)

第22条 給付に関する書類は、その完結の日から3年間保存しなければならない。

(助力と証明)

第23条 協力援助を受けた警察官を指揮する部署の長および給付の事務を行なう者は、給付を受けるべき者が行なう給付の請求の手續に積極的に助力しなければならない。

2 協力援助を受けた警察官を指揮する部署の長は、給付を受けるべき者の要求に応じ、すみやかに、必要な証明をしなければならない。

【別記様式 略】

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則 [昭57.9.28警庁訓10]

この訓令は、昭和57年10月1日から施行する。

附 則 [昭60.11.11警庁訓11]

- 1 この訓令は、昭和60年11月11日から施行する。
- 2 改正後の警察官に協力援助した者の災害給付の実施に関する訓令の規定は、昭和60年10月1日以後に死亡した協力援助者の遺族について適用し、同日前に死亡した協力援助者の遺族については、なお従前の例による。

附 則 [昭62.5.21警庁訓2]

この訓令は、昭和62年5月21日から施行する。

附 則 [平元.6.23警庁訓7]

この訓令は、平成元年7月3日から施行する。

附 則 [平5.3.18警庁訓4]

この訓令は、平成5年4月1日から施行する。

附 則 [平6.11.24警庁訓17]

この訓令は、平成6年11月24日から施行する。

附 則 [平8.5.21警庁訓6]

この訓令は、平成8年5月21日から施行し、平成8年4月1日から適用する。ただし、別記様式第13号の改正規定中支払期月に係る部分については、平成8年8月1日から施行する。

附 則 [平11.1.11警庁訓1]

1 この訓令は、平成11年1月11日から施行する。

2 この訓令による改正前の警察官に協力援助した者の災害給付の実施に関する訓令に規定する様式による書面については、改正後の警察官に協力援助した者の災害給付の実施に関する訓令に規定する様式にかかわらず、当分の間、なおこれを使用することができる。この場合においては、氏名を記載し及び押印することに代えて、署名することができる。

附 則 [平11.10.12警庁訓14]

この訓令は、平成11年10月12日から施行する。